

申 入 書

令和2年7月10日

〒060-0061

札幌市中央区南1条西6丁目21番地1

キタコー株式会社

代表取締役 草野 浩平 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

謹啓

貴社からの令和2年6月19日付け回答書につきまして、次のとおり申入いたします。

1 契約条項改訂の申入れに至った経緯について

貴社は、当団体が令和2年6月5日付けで契約条項改訂の申入れを行うに至った経緯に関して、前提となる事実を明らかに誤認しています。そのため、当団体は、貴社に対して、強く抗議するとともに申入れに至った経緯に関する貴社の主張を撤回されるように求めます。

- (1) 今回改訂を申し入れた対象となった契約条項は下記のとおりです（以下「本件契約条項」といいます。）

記

「乙が前2項（注：賃貸借物件の使用目的に反して使用してはならない旨の条項）に違約した場合、事由の如何にかかわらず、甲は本契約を直ちに解除し、乙に明け渡しを求めることができるものとする。なおこの場合、乙は、違約金

として12か月分の賃料相当額を甲に支払い、直ちに本物件を明け渡すものとする。」

(2) 当団体は、札幌地方裁判所平成28年(モ)第10145号証拠保全事件において確認した貴社の契約書の契約条項を前提として、札幌地方裁判所平成29年(ワ)第1517号契約条項使用差止等請求事件(以下「前件訴訟」といいます。)を提起しました。前記証拠保全事件において確認した貴社の契約書中には、本件契約条項は存在しませんでした。そのため、本件契約条項は、前件訴訟当時、貴社が使用していなかった契約条項であって、前件訴訟後に貴社が新たに追加した契約条項です。

(3) 当団体の当時の訴訟代理人は、前件訴訟における和解条項に基づき、令和元年9月19日に貴社の当時の訴訟代理人事務所において上記和解に基づく改訂後の契約条項の開示を受けました。当団体は開示された契約条項について当団体の当時の訴訟代理人から報告を受けました。

当団体は、訴訟代理人からかかる報告を受けた際に、貴社が本件契約条項を追加していたことを初めて認識しました。

(4) 前件訴訟において、当団体は貴社に対して消費者契約法に違反する契約条項について是正を求めてきました。貴社も訴訟上の和解により契約条項の改訂に応じられました。しかし、貴社は、上記和解とは別に、新たに、特に賃料12か月分の違約金を定めるといった明らかに消費者契約法に違反する契約条項を追加されたことから、今般の申入れに至ったものです。

(5) 以上のとおり、今般の契約条項改訂の申入れに至ったのは、貴社が新たに追加した契約条項を精査した結果であり、当団体が契約条項をしっかりと精査しなかったなどということはありません。また、当団体では、前件訴訟の訴訟上の和解の履行を確認した時点で、訴訟代理人への委任を終了しています。当団体の訴訟代理人は、本件契約条項について何ら問題がないなどと表明したことはありません。また、前件訴訟の訴訟代理人は、貴社が追加した本件契約条項を令和元年9月19日の貴社による契約条項の開示により初めて認識できたものですから、前件訴訟追行中に問題視をしなかった事実は全くありません。

(6) 貴社は、当団体が申入れに至った経緯に関して、前提となる事実を明らかに誤認しています。そのため、令和2年6月19日付け回答書について強く抗議

するとともに、この点に関する貴社の主張を撤回されるように求めます。

2 申入事項

貴社は、過去に当団体が消費者契約法に違反する契約条項の改訂を申し入れた際、平成23年には当該契約条項の改訂を表明しました。それにもかかわらず、実際にはかかる契約条項の改訂を行うことなく従前通り消費者に対して使用していたという経緯があります。そして、今般も、前件訴訟の後になって、新たに消費者契約法違反の契約条項を追加されました。

そこで、回答書において令和2年7月1日から使用されると表明された改訂契約書の書式を当団体にお送りください。

なお、貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のご回答内容は、当NPO法人の活動目的のために公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白